

競争入札参加資格者登録事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年7月20日沖縄県告示第69号。以下「規程」という。）第8条の規定に基づき必要な事項を定める。

第2 申請の受付等の事務の依頼

宮古・八重山事務所（以下「両事務所」という。）に、申請の受付等（申請書の配付を含む）に関する事務を依頼する場合は、受付開始の1ヶ月前に依頼するものとする。

第3 申請受付の公告等

申請受付の公告は、登録基準年の8月1日から8月末日までの期間に係るものについては、「お知らせ」を物品管理課及び両事務所に掲示するほか、新聞等に掲載して行う。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）に係る資格の公示は、当該契約の締結が見込まれる場合に、沖縄県公報により随時行う。

第4 登録の申請等

1 規程第3条第1項に定める申請書及び申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、特別な理由がある場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 競争入札参加資格登録申請書（第1号様式（その1）、（その2）、（その3）、（その4）。以下「申請書」という。）
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 個人にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- (4) 都道府県税及び消費税について未納がないことを証する証明書
- (5) 確定した財務諸表（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては所得税青色申告書又は所得税の確定申告書（白色申告））
- (6) 営業に必要な許可または認可を得たことを証する書類
- (7) 製造業者（印刷業者含む。）にあつては、設備、機械器具等（以下「設備等」という。）のそれぞれの資産額が分かる資料（固定資産台帳、減価償却額明細等）及び写真。設備等がリース資産の場合は当該設備等のリース残高が分かる資料、他者と共同で所有・使用する設備等がある場合は当該設備等の管理・使用条件等が分かる資料（契約書等）
- (8) 誓約書（第2号様式）
- (9) 社会保険等加入状況報告書（第3号様式）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (11) 申請代理人が登録申請する場合にあつては、申請者の申請書作成や修正及び物品管理課への提出を委任するための委任状（第4号様式）

- 2 前項の申請に必要な書類は、写しの提出を認めるものとする。

第5 申請書の配付

申請書の配付は、受付開始の1週間前から物品管理課及び両事務所で行う。ただし、随時に受け付けるものについては、物品管理課において行うものとする。

第6 申請の受付

- 1 申請の受付は、物品管理課及び両事務所において行う。ただし、随時に受け付けるもの及び物品管理課が郵送による提出を指示したものについては、物品管理課において行う。
- 2 申請内容又は添付書類等に不備があるものについては、申請を受け付けないものとする。
- 3 申請者は本社の代表者とする。ただし、代表権を有する支社等の場合は、支社等のみを登録できるものとする。
- 4 規程第4条第1項でいう「業種の区分」は別表のとおりとする。

第7 資格審査

- 1 審査は、申請書及び添付書類について行い、必要があるときは、実態調査を行うものとする。
- 2 審査期間は、登録基準年の8月1日から8月末日までに受け付けたものについては、2ヶ月間とする。随時に受け付けたものについては、随時審査を行う。
- 3 随時に受け付け、月末までに審査が完了したものについては、原則として翌月5日（当日が閉庁日の場合は翌開庁日）に登録する。

第8 名簿に登録することができない者等

会社組織に変更（個人から法人への変更を含む）があった場合は、営業歴が1年未満であっても、変更前の組織から営業歴が1年以上あり、かつ変更前の組織と継続性・同一性が公的証明書等により確認できる場合は、規程第4条第1項第4号にいう「同種の営業を引き続き1年以上営んでいない者」にはあたらないとして取り扱うことができるものとする。

第9 名簿の作成

- 1 名簿に登載する項目は、次のとおりとする。
 - (1) 登録番号
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者氏名
 - (4) 所在地
 - (5) 連絡先（電話番号等）
 - (6) 兼業品目
 - (7) 取扱品
- 2 営業品目は、主な営業品目（第1営業品目）のほか、兼業品目を4品目（第2、第3、第4、第5営業品目）まで登録できるものとする。

- 3 登録番号は、主な営業品目ごとに付するものとする。
- 4 名簿を作成又は更新した場合は、部局及びかい（沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条に規定する部局及びかい。以下「部局等」という。）に周知するものとする。

第10 変更の届出等

- 1 規程第6条第1項に定める競争入札参加資格登録変更届は第5号様式のとおりとし、必要に応じ証明書等を提出させるものとする。
- 2 組織に変更があった者が、公的証明書等により、変更前の組織との継続性・同一性が証明できる場合は、商号又は名称の変更として取り扱えるものとする。
- 3 登録事項を変更した場合は、部局等に周知するものとする。

第11 資格の有効範囲

入札参加資格は、原則として名簿に登録した営業品目に限るものとする。

（昭和47年8月25日 知事決裁）

（平成21年7月13日 改正）

（平成26年12月26日 改正）

（平成30年12月19日 改正）

（令和2年5月22日 改正）

（令和3年1月29日 改正）

（令和3年11月9日 改正）

（令和5年6月26日 改正）

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

別表

コード	営業品目	具体的例
11	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、礼服、寝具、テント、シート、絨毯、カーペット、タオル等
12	ゴム・皮革・プラスチック製品類	ゴム、タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP 製灯塔等
13	窯業・土石製品類	茶碗、湯呑、皿、ガラス、陶磁器等
14	非鉄金属・金属製品類	非鉄金属、金属、アルミ、銅、ステンレス、チタン、ニッケル、鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄、鉛管、ビニール管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等
15	一般印刷	頁物、チラシ、ポスター、パンフレット、はがき、封筒等
16	フォーム印刷	フォーム印刷（単票、伝票、連続、複写、ミシン加工、ビジネス帳票等）
17	地図マイクロ印刷	地図印刷
18	シール印刷	シール、ステッカー、ラベル等
19	コピー	コピー、青写真等
20	製本	製本加工等
21	図書類	美術、活版、グラビア、雑誌、本、DVD、CD、図書、刊行物、映像ソフト、書籍、新聞等
22	電子出版物類	電子出版、PDF、電子書籍、CD-ROM、DVD-ROM 等
23	紙・紙加工品類	印刷用紙、事務用紙、再生紙、板紙、紙製品、紙袋、段ボール等
24	車両類	自動車、自動二輪、自転車、乗用車、公用車、貨物自動車、消防車、救急車、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザ、フォークリフト、トラクター等
25	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
26	船舶類	大型船舶、小型船舶、ヨット、カヌー、船舶用機械、船舶部品、漁業船、調査船、ボート等
27	燃料類	車両燃料、ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス、電気、薪、炭等
28	家具・什器類	什器、木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子、箆笥等

29	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、溶接、集塵、クレーン、印刷事業用機械器具等
30	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、無線機、蓄電池、発電機、遠方監視装置、レーダー雨量装置、短波、長波、携帯電話、PHS等
31	電子計算機類	パソコン、電卓、計算機、サーバ、ハードディスク、メモリ、光学ドライブ、汎用ソフトウェア等
32	精密機器類	X線、計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、質量測定機器、光学機器等
33	医療用機器類	医療機器、理化学機器、計測機器、測量機器、MRI、AED、介護機器、福祉機器医療用ベッド等
34	事務用機器類	複合機、細断機、複写機、穿孔機、シュレッダー等
35	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等
36	医薬品・医療用品類	薬、医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス、ワクチン、治療薬等
37	事務用品類	事務用品、文具等
38	土木・建設・建築材料	セメント、生コン、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、建築金物、スノーポール等
39	警察用装備品類	制服、衛服、警報装置、警棒、手錠、警察手帳、銃器関係類、火薬、火工品、硬鉛、その他装備用品
40	その他物品の製造・販売	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他
41	立木竹の買受け	立木竹
42	その他物品の買受け	鉄屑回収、古紙回収、車両等買い取り等